

林業新規就業支援事業のご案内

公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会

・・・・・・・・事業の概要をお知らせします！・・・・・・・・

1 事業の目的

林業は専門的な業種であり危険も伴う業務があることから、技術の習得には多くの時間と労力を要しています。

若者等の林業への就業・定着を促進するため、事業体が行う資格取得や OJT 研修に対し費用の一部を支援します。

2 事業の内容

① 技能講習等受講支援（24 名程度）上限 5 万円

新規就業者の林業労働安全衛生確保や林業機械操作などの技術向上を図るため、各種技能講習等受講するための経費の一部を事業体に助成します。

対象講習：◇安全講習 2 項目 ◇安全衛生教育 3 項目 ◇特別教育 7 項目
◇技能講習 6 項目

※詳細な講習名は福島県森林整備担い手対策基金事業（林業新規就業支援事業）実施に関する内規第 2 の 1 の（2）のアのとおり。

② OJT 研修支援（26 名程度）

林業事業体に雇用された新規就業者（就業通算 2 年未満）で、森林施業に必要な技術と技能を習得するため、指導員のもとに OJT 研修を実施するための経費を支援します。

支援対象月数と人数 2 ヶ月間：26 名

※支援月数は最大 6 ヶ月まで対象となる場合があります。申請時に相談してください。

支援対象金額 4,500 円/日（上限 90,000 円ただし、1 ヶ月のうち 10 日以上従事した場合に対象となる。）

3 事務の流れ

① 技能講習等受講支援の要件

- ・林業に就業して 5 年未満で講習終了時 60 歳未満であること。（ただし、緑の雇用を実施中の者は除く。）
 - ・今後も林業に従事し、森林整備の担い手となる意思があること。
 - ・過去に林業新規就業支援事業の助成を受けて講習を受講したことが無いこと。
- ※予算が無くなり次第打ち切ります

② OJT 研修支援の要件

- ・林業へ新規に就業した者の雇用（試用期間も可）で研修終了時 60 歳未満であること。
- ・林業事業体に採用されていること。
- ・就業年数が通算 2 年未満であること。
- ・今後も林業に従事し、森林整備の担い手となる意思があること。

4 お問い合わせ

公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会
（福島県林業労働力確保支援センター）

福島市中町 5-18（林業会館 2F） TEL:024-521-3270 FAX:024-521-3246

メール fukusien@violin.ocn.ne.jp ホームページ www.fukurin-net.jp/